

東北地方太平洋沖地震への対応状況

1. (社) 関西経済連合会 1 p
2. 近畿地方整備局 4 p
3. 近畿運輸局 9 p
4. 大阪航空局 10 p
5. 日本貨物鉄道 (株) 13 p
6. 近畿総合通信局 16 p
7. 近畿経済産業局 22 p
8. 関西広域連合 29 p

(規約名簿順)

「東北地方太平洋沖地震」災害の復旧・支援に関する緊急アピール

社団法人関西経済連合会

今回の未曾有の大災害にかかる支援・復興は、直接被災された地域の困難や課題だけにとどまらず、日本の経済・社会全体として重く受け止め、災害支援と復興に国の総力をあげていかなければならない。共に助け合い、乗り越えていくことを、息の長い国民運動として取り組んでいかなければならないと強く考えている。

当会としても、東北経済連合会、関西広域連合をはじめ、官民の関係機関と連携し、当面の災害復旧・支援から中長期の本格復興にいたるまで、最大限の支援・協力に取り組む決意をここに改めてアピールするとともに、災害からの当面の復旧・支援対策に関して下記の点を政府に強く要望する。

記

1. 政府補正予算の早期成立と執行

災害支援・復興にかかる政府の対策については、フェーズごとに適時適切な実行が必要となるが、当面は被災地の生活や経済基盤の一日も早い再建に向けて、2011年度第1次補正予算の早期成立と執行を行う必要がある。第1次補正予算には、以下の事項への配慮が重要と考える。

- ① 電力、ガス、水道、通信等ライフラインの早期復旧への支援
- ② 仮設住宅の早期整備
- ③ 医療・教育・福祉施設の早期復旧への支援
- ④ 道路、鉄道、港湾、空港等の交通・物流インフラの早期復旧
- ⑤ 雇用調整助成金の一層の活用等、被災地の雇用維持への支援
- ⑥ 被災地の事業者への金融支援の強化（危機対応融資の発動等）

なお、第1次補正予算の財源については、政府は経済危機対応・地域活性化予備費の活用はもとより、歳出のマニフェスト事項にかかる施策（子ども手当、農業戸別所得補償、高速道路の無料化等）を緊急事態に鑑みて凍結することにより、総額5兆円規模を確保すべきと考える。

2. 国全体の経済活動への影響に対する対策措置の早期実行

大震災の経済活動への影響は、株価の大幅な下落、円相場の急騰、ガソリン価格の上昇、電力供給の不足、一部商品の品不足はもとより、生産・物流機能等の面で国全体に波及しつつある。日本全体の生産供給力の維持、金融の安定化がないと、被災地が必要とする復旧・復興への支援の支障にもなりかねないことから、政府は、以下のような国全体の経済活動への影響に対する対策措置も速やかに検討、実行してもらいたい。

また、政府は早急に被災地の復興計画づくりを強力に推進する体制を構築し、復興に向けた道筋を早期に示すべきである。

(1) 関係法令の弾力的運用

被災地の企業のみならず、被災地に事業所を置く他地域の企業が必要な経済活動を継続していくことに関して、法令の弾力的運用を図るべきである。具体的には、各種の企業法制（会社法、金融商品取引法等）における手続きや報告期限の延期、大規模小売店舗立地法に基づく小売店舗の営業時間変更届出手続きの簡素化などについて、影響の程度を踏まえた迅速な措置が必要である。また、日本全体の生産供給力の維持、被災による業績不振企業の救済等の観点からの企業結合事案については、その目的を勘案し、迅速な審査が行われるよう配慮すべきである。

(2) 金融の安定化

今回の大震災の影響は国全体にも及ぶものであり、復旧・復興にあたる企業やそれを支える各地の企業にとって、金融の安定化は不可欠なものとなる。行き過ぎた円高に対しては、政府は各国の通貨当局とも連携・協調し、断固たる措置も含め必要な対応を的確に行ってもらいたい。また、株式市場も含めた金融の安定化のためにも、政府は危機対応融資の発動等を内容とする第1次補正予算の早期成立を図り、日本銀行も必要な追加的金融緩和措置をとってもらいたい。

(3) 被災地への生活必需品の供給確保

いまは被災地への生活必需品の供給確保を最優先すべき時であり、そのためにも政府がリーダーシップを発揮し、国の備蓄活用はもとより、経済界への働きかけ等により生活必需品の供給量を増やすことで国民の不安感を払拭すべきである。これにより、過剰な購買行動も抑制され、被災地への生活必需品の供給確保につながる。

(4) 必要な経済活動の継続や強化

関西をはじめとする西日本の企業においては、大震災に対し通常の経済活動を萎縮させることなく、可能な限り増産や雇用の拡大などをもって被災地を支援し、日本経済を積極的に支えていくことが必要である。政府は企業にその要請を行うとともに、東日本への物流ルートや輸送燃料の確保、設備投資や雇用の拡充に向けた税制・財政・金融上の支援措置を講じてもらいたい。

以上

▼ TOPICS

TOPICS

2011

2010

2009

2008

2007

2006

2005

2004

トップページ > TOPICS一覧

TOPICS

下委員会メッセージ

2011年3月22日

東北地方太平洋沖地震発生から10日が過ぎました。被災地では、なお多くの行方不明者がおられ、救援物資が十分に行き渡っていない地域も多くあります。被災された皆様に対して改めて心からお見舞い申し上げますとともに、引き続き関西としてできる支援を全力で行ってまいります。

日々伝えられる東北関東地域の被害は甚大です。今回直接被災された地域のみならず、東日本全域で今後長期にわたって経済活動に支障が生じる可能性があります。また、その影響は日本にとどまらず、アジア諸国はじめ各国にも広がりかねません。このようなわが国の危機に直面している時だからこそ、私たち関西が日本を支えるとの気概を持って積極果敢に行動していくことが必要です。

会員の皆様には、この危機を克服すべく、過度に萎縮することなく、これまで以上に経済活動に力を入れ、東日本を支援し、日本を支えていくよう心からお願いいたします。

最近の記事

- ▶ 2011年3月22日 下委員会メッセージ
- ▶ 2011年3月16日 下委員会メッセージ
- ▶ 2011年3月7日 第2回最新中国法実務セミナーを開催
- ▶ 2011年3月3日 大阪大学・関経連イノベーションセミナーを開催
- ▶ 2011年2月28日 玄葉国家戦略担当大臣との懇談会を開催

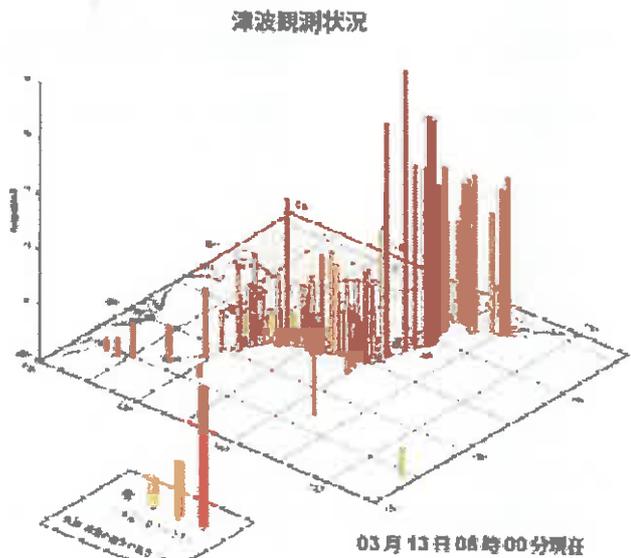
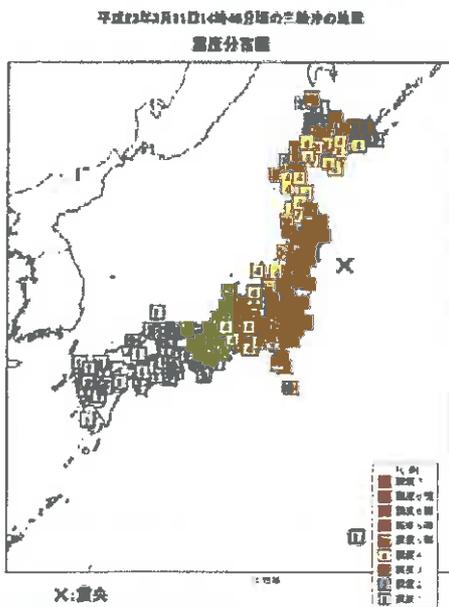
△ ページの先頭に戻る

東北地方太平洋沖地震

～国土交通省 近畿地方整備局の取り組み～

1. 東北地方太平洋地震の概要

- 地震発生日時：平成23年3月11日 14時46分頃
- 震源の場所及び深さ：三陸沖、深さ約24km(暫定値)
- 震源の規模(マグニチュード)は9.0(暫定値)
- 震度6強以上を観測した地域
震度7：宮城県北部　震度6強：宮城県(南部・中部)、福島県(中通り・浜通り)、茨城県(北部・南部)、栃木県(北部・南部)



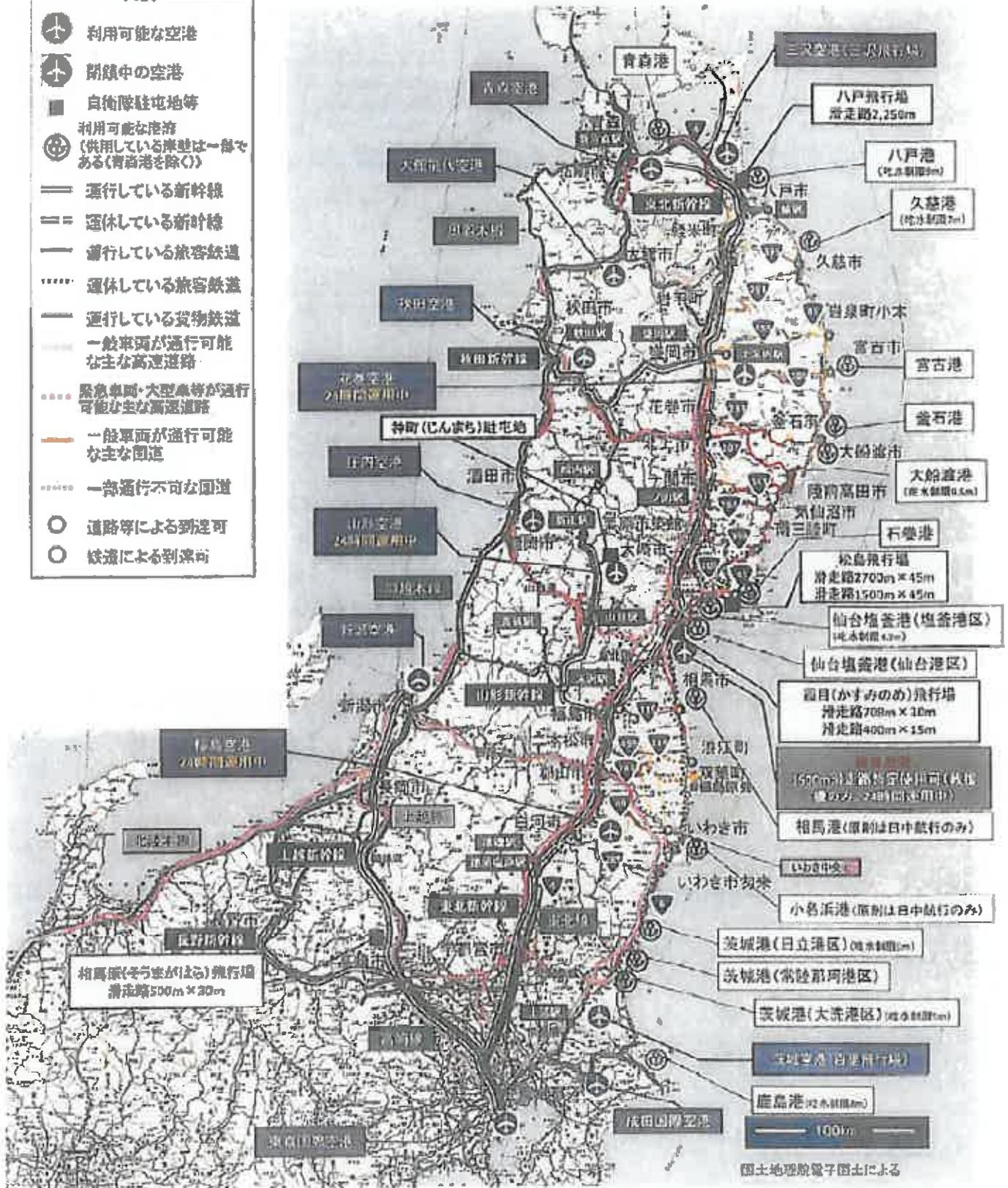
2. 交通関係の復旧状況 (平成23年3月24日10時現在)

| 路線等 | 災害対策利用 | 一般利用 | 備考 |
|-------------|-------------------|-------------------------------|-----------------------------|
| 【道路】 | | | |
| ■高速道路 | | | |
| 東北自動車道 | 100%(777km/777km) | 100%(777km/777km) | |
| 常磐自動車道 | 100%(188km/188km) | 93%(175km/188km) | ※原発規制区間(30.2km)を除く |
| ■直轄国道 | | | |
| 国道4号 | 100%(490km/490km) | 100%(490km/490km) | 岩手・宮城・福島県内 |
| 国道45号 | 98%(472km/481km) | 98%(472km/481km) | 岩手・宮城県内 |
| 国道6号 | 97%(122km/126km) | 97%(122km/126km) | 宮城・福島県内 ※原発規制区間(62km)を除く |
| 【港湾】 | 100%(15港/15港) | 100%(15港/15港) | ※供用している岸壁は一部である(青森港を除く) |
| 【空港】 | 100%(13空港/13空港) | 92%(12空港/13空港) ※仙台空港のみ利用不可 | |

交通ネットワークの復旧状況

(平成23年3月24日10時現在)

- 凡例
- 利用可能な空港
 - 閉鎖中の空港
 - 自衛隊駐屯地等
 - 利用可能な港湾
(供用している岸壁は一部である(青森港を除く))
 - 運行している新幹線
 - 運休している新幹線
 - 運行している旅客鉄道
 - 運休している旅客鉄道
 - 運行している貨物鉄道
 - 一般車両が通行可能な主な高速道路
 - 緊急車両・大型車等が通行可能な主な高速道路
 - 一般車両が通行可能な主な国道
 - 一部通行不可な国道
 - 道路等による到達可
 - 鉄道による到達可



(道路局、鉄道局、航空局、港湾局資料により 河川局防災課・国土地理院 作成)

3. 国土交通省の主な対応 (平成23年3月23日14時現在)

- 3月11日14:46 非常体制発令
- 政府調査団として、市村政務官(宮城)、津川政務官(福島)を派遣
- 宮城,岩手,福島,青森の各県、25市町村、陸自東北方面総監部にリエゾンを派遣中(計93名)
- 3月12日から緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を延べ1056班3,618名派遣

●災害対策ヘリコプター出動状況(3月23日14時現在)

| 地域名 | ヘリ名称 | 出発空港 | 積高予定地域 |
|-----|-------|---------|--------|
| 東北 | みちのく号 | 花巻空港 | 伊達 |
| 関東 | あおぞら号 | 東京ヘリポート | 特種 |
| 北陸 | ほくりく号 | 花巻空港 | 特種 |

●災害対策用機械出動状況(3月23日14時現在)

| 機械名 | 災害用 関係機 | 重立 機 | 緊急 機 | 救助 機 | 中野 機 | 近畿 機 | 中部 機 | 四国 機 | 九州 機 | 九州 機 | 計 |
|--------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----|
| 新明和 | 6 | 20 | 17 | 22 | 11 | 5 | 5 | 0 | 0 | 0 | 91 |
| 伊予重工 | 2 | 13 | 5 | 20 | 7 | 4 | 5 | 5 | 8 | 0 | 67 |
| 河島重工業 | 3 | 4 | 2 | 3 | 0 | 4 | 2 | 1 | 0 | 0 | 19 |
| 特殊支援車 | 2 | 4 | 5 | 3 | 4 | 0 | 3 | 2 | 3 | 0 | 26 |
| 特殊車 | 0 | 13 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15 |
| 積込車 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 積込車 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 情報収集車 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| パトロール車 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 合計 | 13 | 54 | 40 | 49 | 22 | 13 | 16 | 13 | 9 | 0 | 228 |

●災害対策用通信機材出動状況(3月23日14時現在)

| 機材名 | 北海道 関係機 | 東北 地域 | 関東 地域 | 北陸 地域 | 中部 地域 | 近畿 地域 | 中国 地域 | 四国 地域 | 九州 地域 | 計 |
|---------|------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----|
| ヘリテレ可搬機 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 衛星通信機 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 0 | 2 | 12 |
| Ku-SAT | 1 | 3 | 1 | 2 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 10 |
| 合計 | 2 | 5 | 2 | 5 | 3 | 2 | 2 | 0 | 2 | 23 |

- 海上保安庁は、発災直後から捜索・救助活動を実施(巡視船艇等86隻、航空機29機、特殊救難隊等30名で救援活動中)

三陸沿岸地区の道路啓開・復旧

被災地の復旧、復興のための最重要課題
～緊急輸送道路を「くしの歯型」とし、通行可能に～

<第1ステップ>

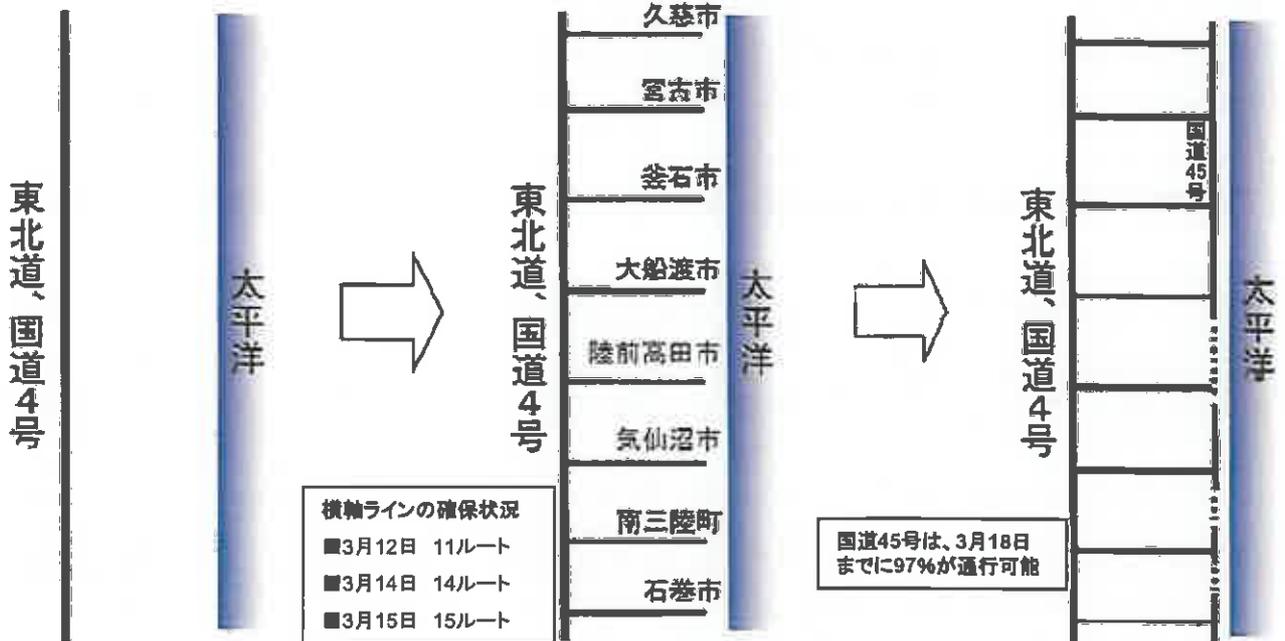
東北道、国道4号の縦軸ラインを確保

<第2ステップ>

三陸地区へのアクセスは東北道、
国道4号からの横軸ラインを確保

<第3ステップ>

道路啓開は概ね終了



4. 近畿地方整備局の主な対応 (平成23年3月24日9時現在)

①緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の派遣

■被災状況調査隊の派遣

被災状況の迅速な把握、被害の拡大防止など
に対する技術的支援のため近畿地方整備局
職員88名を派遣(3月24日9時現在)

【主な活動】

- ・国道(国道45号)及び河川(北上川)
の被災状況調査
- ・港湾(相馬港)の被災状況調査
等



■情報連絡担当官(リエゾン)の派遣

被害及び支援要請の情報収集及び災害対策に関する情報提供を行うため
近畿地方整備局職員18名を派遣(3月24日9時現在)

【主な活動】

- ・宮城県南三陸町及び石巻市への公共施設に関する情報収集(12名)
※ただし、道路、河川といった公共施設に関するものに留まらず、人的支援、日用品
や資機材など、幅広いニーズに対し全力で支援。
- ・国土交通省緊急対策本部及び東北地方整備局を支援するための状況収集 等

■災害対策ヘリコプター(きんき号)の派遣

被災地の災害状況調査及び人員輸送を行うため派遣

【主な活動】

- ・発災2日目に松島、気仙沼等の災害調査実施(3月12日)
- ・関東一円の計画停電調査実施(3月16日)
- ・被災地への人員輸送 等



災害対策ヘリコプター(きんき号)



照明車による自衛隊架橋作業支援

■災害対策機械の派遣

▼照明車

夜間作業支援のため3月12日に4台の照明車を派遣し、16日より活動開始

【主な活動】

- ・自衛隊の実施する夜間架橋活動支援
- ・歩道橋取り壊し等の夜間作業支援 等

▼排水ポンプ車

浸水した地域の排水作業支援のため3月12日に4台の排水ポンプ車を派遣し、15日より活動開始

【主な活動】

- ・東松島市浸水地域の排水作業

▼災害対策本部車

被災した市役所災害対策本部機能支援のため3月12日に4台の災害対策本部車を派遣し、15日より活動開始

【主な活動】

- ・陸前高田市、気仙沼市等の市役所機能の確保支援

▼衛星通信車

被災地の通信機能の支援のため3月12日に2台の衛星通信車を派遣し、15日より活動開始

【主な活動】

- ・陸前高田市、南三陸町において通信機能の確保支援



排水ポンプ車による排水作業(東松島市)



市役所支援(気仙沼市)



衛星通信車

②近畿地方整備局応援対策本部の開催

迅速な応援及び情報共有のため応援対策本部を設置

■組織 : 局長、副局長、関係部長 等

■開催頻度 : 毎日1回

近畿運輸局における東北地方太平洋沖地震への対応

平成 23 年 3 月 28 日

近 畿 運 輸 局

1. 事業法に係る手続

- ・ 手続の弾力化等（バス、内航海運）

2. 検査・登録等の手続の弾力化

- ・ 法定検査期日の延長等（被災・支援自動車、船舶）
- ・ 海外等からの支援車両に対する基準緩和、臨時運行許可

3. 船員・船舶、海技関係法令の弾力的運用

- ・ 船員の労働法等関係の弾力的運用
（被災船員及び支援船舶に乗り組む船員）
- ・ 海技資格関係（免許更新等の弾力的運用）
- ・ 船舶への乗り組み規則の弾力的運用
（福島原発沖における緊急避難のための通常区域外
〔沖合〕航行）

東北地方太平洋沖地震における対応方針、取り組み状況

【航 空】

未曾有の地震が発生し、甚大な被害が発生したことを踏まえ、人命救助を第一義として、被災者の救援活動等に全力を尽くす。

施設、人員、資機材等をフルに用い、情報の的確な把握と提供、被災地への緊急輸送のための交通確保、迅速な所管施設の応急復旧を実施するとともに、被災した県・市町村への支援を強力に進めていく。

【航空局の取り組み状況】

1. 仙台空港の復旧等空港運用状況

- ・ 甚大な被害を受けた仙台空港は早期の復旧作業を進め、当面1500m滑走路を確保。
- ・ 17日より、救援機による物資搬入と同空港からのヘリ・陸路による輸送が可能化。18日夕刻の一番機到着以降、米軍機による救援物資輸送が展開。
- ・ 仙台空港含め、被災地周辺の13空港全て利用可能。
- ・ 民航機就航に向け、航空保安施設等の復旧作業を実施。

2. 救援航空機等の活動確保

- ・ 山形空港、花巻空港及び福島空港は24時間運用中。
- ・ 救援航空機以外の航空機に対し、1500ft以下の飛行自粛を強く要請。
- ・ 航空機からの救援物資投下の際必要となる届出等手続き弾力化。
- ・ 救援航空機の耐空証明及びその乗員の航空身体検査証明について、有効期間満了後の活動を確保するための許可手続き弾力化。
- ・ 政府の緊急対策本部からの要請に応じ、救援物資の輸送等を実施。

3. 海外からの救援機への対応

- ・ 政府の緊急対策本部を中心に、海外からの支援物資の円滑な受入体制を確立。成田空港で一元的に受け入れ、被災地に陸送輸送する物流ルートを構築。
- ・ 成田空港に加えて、被災地に近い花巻空港においても海外からの支援物資を直接受け入れる体制を構築。(仙台空港の本格運用再開後、仙台空港も追加)

4. 東北方面との輸送力の確保
 - ・仙台空港を除く東北地域の各空港において、定期便や、臨時便運航等、輸送力確保のためあらゆる努力を推進。
 - ・3月24日の臨時便の合計42便（24時間運用化も活用）
5. その他空港及び航空関連施設の復旧
 - ・福島空港の管制塔、航空保安無線施設等について被害状況を把握し、復旧計画を策定・実施。
6. 「計画停電」への対応
 - ・羽田空港、成田空港（成田空港会社の石油パイプライン含む）、東京航空交通管制部や、航空会社の事業を継続する上で重要な施設については、電力は確保され、通常業務継続。
 - ・計画停電対象航空管制関係施設は、予備電源の利用により通常通りの業務継続（東北電力による「計画停電」は現在まで未実施。）
7. 東京電力福島第一・第二原子力発電所における事象への対応
 - ・15日、福島第一原子力発電所を中心として、半径30km以内、高度無制限の空域について航空法第80条に基づく飛行禁止区域に設定。
 - ・19日に国際民間航空機関（ICAO）が、20日に国際航空運送協会（IATA）が、「日本への渡航制限はない」とするプレスリリース。直ちに、航空会社、旅行会社、在外大使館等に情報提供。
 - ・20日、成田空港、羽田空港及び福島空港に関する放射線計測値情報を国土交通省特設ホームページに掲載。

【大阪航空局・管内空港の取り組み状況】

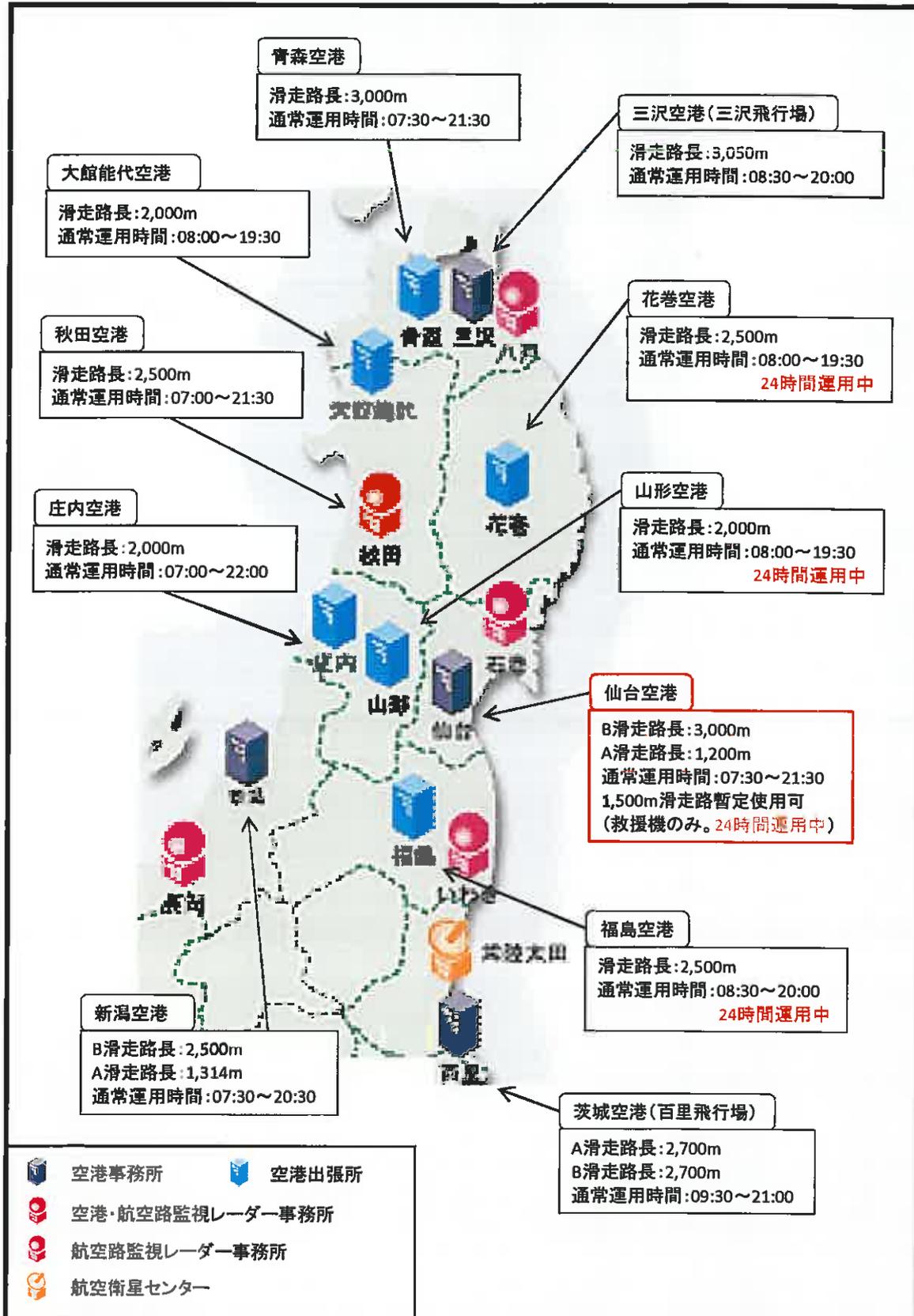
1. 災害派遣医療チーム受入体制の確立。（大阪国際空港ほか）
2. 仙台空港復旧のための人的支援。
3. 24時間運用化による運航情報業務等の人的支援。（福島空港ほか）
4. 航空保安無線機器等の提供支援。（仙台空港ほか）
5. 臨時便の運航ならびに運用時間の延長。（大阪国際空港）

【関西国際空港の取り組み状況】

1. 地震発生直後よりダイパート便を受け入れ。
2. 震災以降、各航空会社上屋及び貨物事業者が成田空港の貨物を受け入れ。
3. 公的機関の支援物資の無償輸送と貨物保管料の免除を予定。
4. 東北地方路線の運航機材の大型化、臨時便の運航を予定。
5. 東北地方空港への関西地区空港スタッフの応援派遣を予定。

東北地方太平洋沖地震

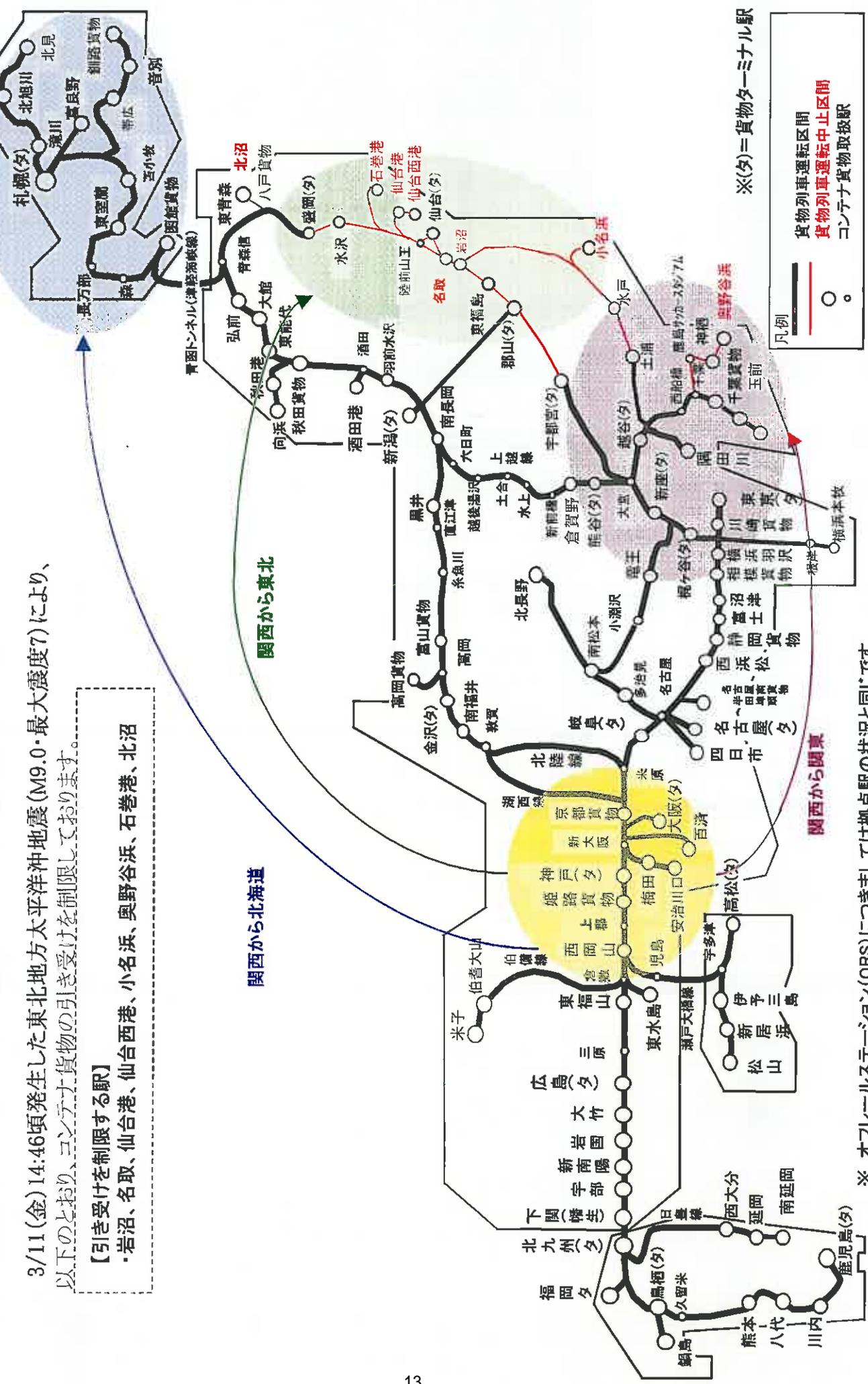
【空港】東北地方の復旧・支援状況



東北地方太平洋沖地震の影響による貨物輸送の可能な区間

3/11(金)14:46頃発生した東北地方太平洋沖地震(M9.0・最大震度7)により、以下のとおり、コンテナ貨物の引き受けを制限しております。

- 【引き受けを制限する駅】**
- ・岩沼、名取、仙台西港、仙台西港、石巻港、北沼

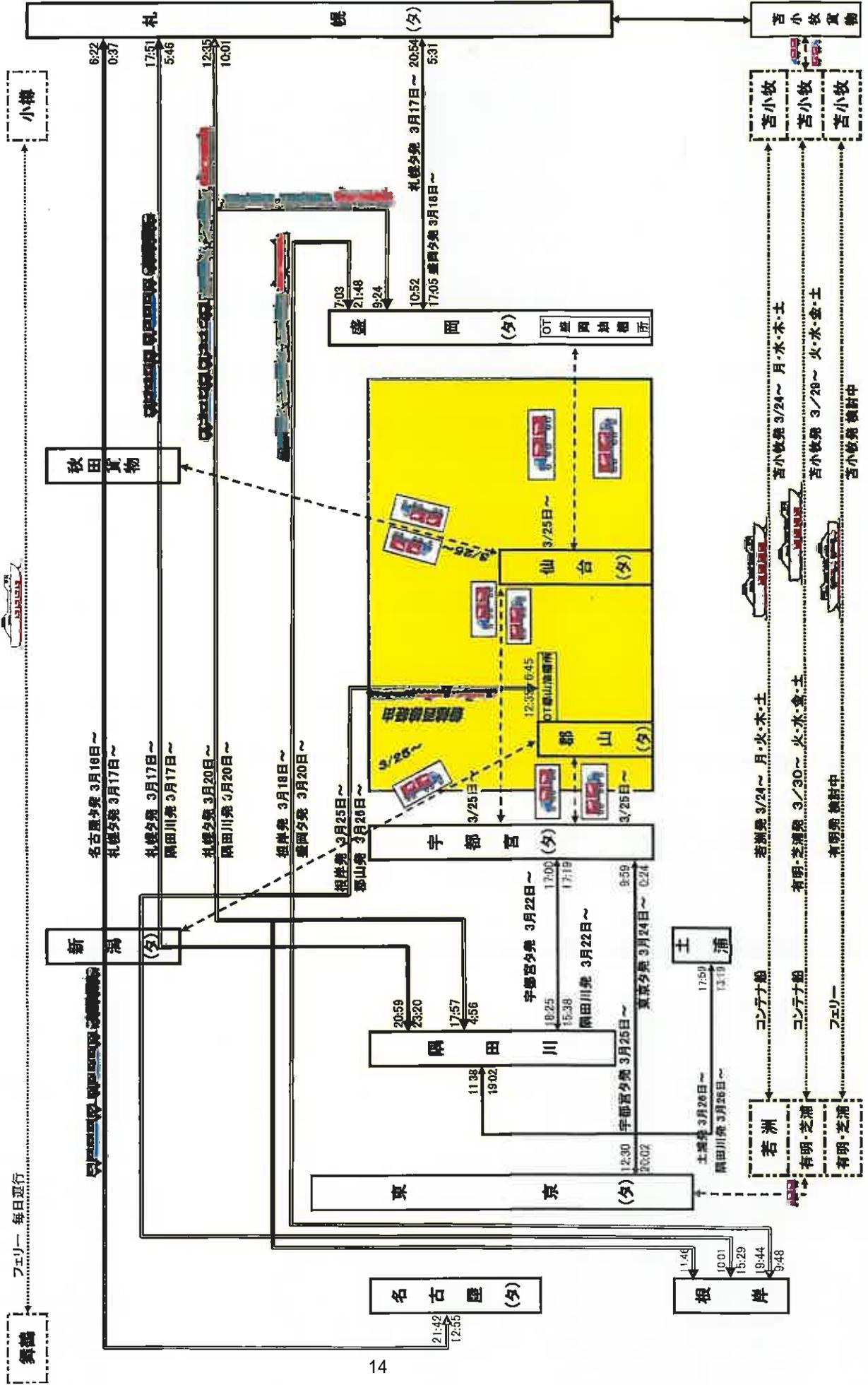


※(夕)=貨物ターミナル駅
 貨物列車運転区間
 貨物列車運転中止区間
 コンテナ貨物取扱駅

◎東北地方太平洋沖地震に伴う今後の迂回及び折返し計画

平成23年3月28日
日本貨物鉄道株式会社
関西支社

【凡例】
 ← 迂回運転 (タ) = 貨物ターミナル駅
 → 折返し運転
 ← トラック代行



震災後の関東・東北内陸向け石油輸送の状況

3月11日（金）の震災、ならびに14日（月）から実施されている東京電力管内の計画停電の影響により、鉄道での石油輸送についても一時的な滞りが生じましたが、ライフラインである石油の供給正常化に向けて、現在行っている輸送対策と、直近の輸送状況についてお知らせします。

1. 鉄道による内陸向け石油輸送の重要性

沿岸部に立地する製油所から内陸部向けの石油輸送は、鉄道のシェアが軒並み高くなっています。

（平成21年度実績）

| | | | | |
|----------|-----|-------|-----|-------|
| 関東・甲信越各県 | 長野県 | 83.3% | 群馬県 | 75.6% |
| | 栃木県 | 67.8% | 山梨県 | 42.0% |
| 東北各県 | 岩手県 | 23.0% | 福島県 | 22.8% |



2. 供給の正常化に向けた輸送対策

(1) 震災後、計画停電の影響を回避し、関東内陸各県向けの輸送を15日（火）以降、段階的に再開。3月末までに石油列車を93本（20klタンクローリー約4,600台分）増発。

(2) 18日（金）以降、通常仙台地区から輸送している岩手県（盛岡）向けについて、京浜地区から新潟・秋田・青森経由の回臨時列車を毎日1本運転。

21日（月）以降、毎日2本運転に増発。

(3) 25日（金）以降、福島県（郡山）向けについて、京浜地区から新潟・磐越西線経由の回臨時列車を運転。

【参考】石油列車 ※60kl積タンク貨車（最高速度95km/h）



平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に関する被害状況等について

I 被害状況等

1. 通信関係（24日20時現在）

| 区分 | 事業者 | 被害状況等 |
|-------|---------------|---|
| 固定電話 | NTT東日本 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 加入電話約116,000回線、ISDN約10,000回線、フレッツ光約29,000回線が利用不可 ○ 災害用伝言ダイヤル運用中（青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県） ○ 災害用ブロードバンド伝言板運用中 ○ 公衆電話を無料化（東北6県及び茨城県） ○ 被災地の固定電話基本料金等を無料化 ○ 固定電話料金支払い期限を延長 ○ 特設公衆電話を青森県に10か所10台、岩手県73か所230台、宮城県241か所1,161台、秋田県4か所4台、山形県27か所52台、福島県64か所156台、茨城県88か所241台、栃木県43か所137台、群馬県15か所41台、埼玉県14か所57台、千葉県19か所37台、東京都6か所42台、神奈川県2か所3台、長野県11か所12台、新潟県52か所71台、山梨県1か所3台に設置 ○ 移動電源車等を東北、関東各県へ配備 |
| | NTT西日本 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害なし ○ 災害用ブロードバンド伝言板運用中 ○ 被災地の固定電話基本料金等を無料化 ○ 固定電話料金支払い期限を延長 ○ 移動電源車等を東北各県に配備 ○ 特設公衆電話約4,200台を東北各県に搬送済 |
| | NTTコミュニケーションズ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 中継回線断（仙台）は、仮復旧済 ○ 専用線1,881回線が利用不可 ○ 被災地の基本料金等を減免 |
| | KDDI | <ul style="list-style-type: none"> ○ 約6,260回線が利用不可 ○ 東関東間の中継回線断は復旧済み（12日06:46） ○ 海底ケーブルについては迂回路で復旧済み ○ 被災地の固定電話基本料金等を減額 ○ 利用料金支払い期限を延長 |
| | ソフトバンクテレコム | <ul style="list-style-type: none"> ○ アナログ電話及びISDN約1,500回線、専用線約100回線が利用不可 ○ 海底ケーブルについては迂回路で復旧済み ○ 被災地の固定電話基本料金等を無料化 ○ 利用料金支払い期限を延長 |
| 携帯電話等 | NTTドコモ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 基地局647局が停波中 ○ 災害用伝言板運用中 ○ 駅前等に充電器を設置 ○ 各県災害対策本部、地方公共団体等からの要請により、衛星携帯電話631台貸出 ○ 車載基地局、移動電源車を被災地に順次配備 ○ HPにて、東北地方等の復旧エリアマップを公表 ○ 利用料金支払い期限を延長 |
| | KDDI（au） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 基地局445局が停波中 ○ 災害用伝言板運用中 ○ 車載基地局、移動電源車を被災地に順次配備 ○ 各県災害対策本部からの要請により、衛星携帯電話46台貸出 |

| | |
|------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 百数十台程度の端末充電器を現地に発送 ○ HPにて、東北地方等の通信障害地域をリストにして公表 ○ 利用料金支払い期限を延長 |
| ソフトバンクモバイル | <ul style="list-style-type: none"> ○ 基地局500局が停波中 ○ 災害用伝言板運用中 ○ 車載基地局、移動電源車を被災地に順次配備 ○ 携帯電話や充電器等の無償貸出 ○ HPにて、東北地方等の通信障害地域をリストにして公表 ○ 利用料金支払い期限を延長 |
| イー・モバイル | <ul style="list-style-type: none"> ○ 基地局24局が停波中 ○ 災害用伝言板運用中 ○ 携帯電話や充電器等の無償貸出 ○ 利用料金支払い期限を延長 |
| ウィルコム | <ul style="list-style-type: none"> ○ 基地局700局が停波中 ○ 災害用伝言板運用中 ○ PHS端末の無償貸出を準備 ○ 利用料金支払い期限を延長 |

※ 全事業者が通信規制を解除

2. 放送関係 (24日17時現在)

- テレビジョン中継局の停波状況
岩手県21か所、宮城県16か所、なお、親局については、確保されている。

3. 郵政関係 (24日20時現在)

○業務運行

| | |
|---------------|--|
| 郵便 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県、宮城県及び福島県の太平洋沿岸・その周辺地域並びに福島原発の避難指示地域・屋内待避指示地域等が配達困難（岩手県、宮城県及び福島県の支店（54）、集配センター（247）のうち、全域停止7エリア（2.3%）（集配センター7カ所）、一部停止は41エリア（13.6%）（17支店、集配センター24カ所））。 ・ その他の地域は、長野県の一部（約50戸）を除き、通常どおりの業務運行 |
| ゆうパック及びゆうメール等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県を差出地又はあて地とするゆうパック（内容品、差出条件、受取方法に限定条件付き）について、支店窓口における交付又は引受けを再開（（岩手県、宮城県及び福島県の一部支店（54支店中24支店）を除く。）。また、支店のほか、東北各県を除く全国の郵便局窓口でも引受けを再開） ・ 3月26日から、青森県、秋田県及び山形県の全域並びに福島県の一部におけるゆうパックの取扱い（引受け及び配達）を再開（保冷扱いとするものを除く）。 ・ 関東方面あてゆうパック大量差出しに伴う一部送達遅延 |

○今回の地震に係る緊急措置

※被災地域の郵便物は、避難所等への配達をできるところから実施中。今後さらに避難先を調査の上、配達に最大限の努力

※現金書留に係る郵便料金の免除

※被災者が差し出す郵便物の料金免除

※無料葉書の交付（準備のできた支店等において、逐次避難所に配布中。）

（参考）被害状況 全513拠点中16拠点（3%）で業務不能（停電・浸水は除く。）

| | |
|-----------------|---|
| 青森県(10支店56センター) | 被害無し（全支店停電回復） |
| 岩手県(15支店75センター) | 全壊：2支店(釜石、陸前高田)、集配センター4カ所(宮古、釜石、岩泉)、 浸水：1支店、集配センター1カ所（全支店停電回復） |
| 宮城県(18支店67センター) | 全壊：集配センター9カ所(新仙台、石巻、気仙沼)、 浸水：3支店、集配センター1カ所（全支店停電回復） |
| 秋田県(11支店67センター) | 被害無し（全支店停電回復） |
| 山形県(11支店57センター) | 被害無し（全支店停電回復） |
| 福島県(21支店) | 全壊：集配センター1カ所(いわき)、停電：2支店 |

郵便局関係

○業務運行(東北6県全郵便局(1932局)中、1736局(90%)で営業、196局(10%)で閉鎖中
東北6県における3月25日(金)以降に営業予定の郵便局数(簡易局を除く。)

| 県名(県内総局数) | 営業可能局 |
|-----------|-----------|
| 青森県(267局) | 265局(99%) |
| 岩手県(308局) | 261局(85%) |
| 宮城県(363局) | 297局(82%) |
| 秋田県(273局) | 全局 |
| 山形県(289局) | 全局 |
| 福島県(432局) | 351局(81%) |

※営業を行っている郵便局名は、日本郵政グループのホームページに掲載

その他の取組

| | |
|------------------|---|
| 貯金関係 (ゆうちょ銀行) | ・非常取扱いの実施【12日発表】 通帳・印章等を紛失した場合の払戻し。 ・通常払込みによる災害義援金の無料送金サービスの実施【14日発表】 |
| 保険関係 (かんぽ生命) | ・非常取扱いの実施【12日発表】 保険料の払込猶予期間の延伸(最長6月間) 保険金の非常即時払等 |

Ⅱ 対応状況

1. 総務省

- 3月11日(金) 14時46分 総務省対策本部設置
16時00分 総務省非常災害対策本部設置
- 3月11日(金)、日本放送協会、日本民間放送連盟及び東北のラジオ各社(青森放送、エフエム青森、アイビーシー岩手放送、エフエム岩手、東北放送、エフエム仙台、秋田放送、エフエム秋田、山形放送、エフエム山形、ラジオ福島及びエフエム福島)それぞれに対し、「被災地ではラジオによる情報伝達が重要なので、地域住民が必要とする情報をしっかり伝えるよう、災害情報の伝達に最大限の努力を払って頂きたい。」旨、口頭要請。
3月14日(月)、東北におけるコミュニティ放送会社(27社)に対しても、被災者の生活支援や復旧のための放送の実施に努めていただけるよう口頭要請。
- これまで、東北・北関東14市町から震災に係る災害情報を市民に提供するための臨時災害放送局(FM放送)の開設について、東北・関東総合通信局において、口頭による申請に対して臨機の措置として直ちに許可した。
- 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく政令及び告示を準備中(許認可有効期間の延長等)。(内閣府(防災担当)との共同。)
- 3月12日(土)、市町村庁舎の直接被災等により、行政機能に支障を生じている場合に、国の職員の派遣、関係府省・関係団体等との連絡調整を含む支援に関し、県からの相談に応じるため、市町村行政機能サポート窓口を総務省内に設置。
- 3月12日(土)以降順次、内閣府に対して、NTT、NHK等及び民間放送事業者の重要施設の自家発電用軽油等に、政府備蓄を回すよう要請。
- 被災地へのラジオ端末提供を要請。パナソニック(1万台)、ソニー(3万台)、ジャパンFMネットワーク(FM東京系)(1500台)、NHK(760台)など計4万台以上のラジオが被災地に到着。
- 避難所の被災者のため、NHKがメーカーの協力を得ながら700台を超えるテレビを確保、一部の地域では既にテレビの設置を開始。
- 3月12日(土)、日本郵政に対し「郵便物の送達、貯金・保険の非常取扱いはじめ、被災地域の方々の生活支援にグループの総力を挙げて、取り組み」を要請。
- 3月12日(土)、(社)日本アマチュア無線連盟に対し、アマチュア無線機器の提供等につ

いて要請。(同日以降、非常通信用周波数を運用し、避難所情報等の提供を開始。アマチュア無線300台を、被災地に貸出)

- 3月12日(土)、宮城県及び新潟県津南町から災害対策用移動通信機器の貸出要請があり、宮城県に対してはMCA無線70台及び簡易無線70台を貸出済み。新潟県津南町に対しては簡易無線15台を貸出済み。
- 3月12日(土)、日本データ通信協会及び携帯電話事業者等に対し、誤った情報を内容とするチェーンメール等に関する注意喚起を要請。総務省ウェブページでも周知。
- 3月13日(日)、片山総務大臣及び鈴木総務副大臣が岩手県及び宮城県を視察。
- 3月13日(日)、住民の安否確認や被災者に対して緊急に行うべき事務について、都道府県が条例に定めることにより住基ネットの保有する本人確認情報を適切に活用するよう、また、転出証明書を発行できない被災市区町村からの転入があった場合、転入地において、氏名、住所、転入年月日、生年月日、戸籍の表示等に係る住民からの届出に基づき、住基ネットの保有する本人確認情報を活用することにより転入届を受理するよう、各都道府県宛に通知。
- 3月13日(日)、福島県及び福島県須賀川市から災害対策用移動通信機器の貸出要請があり、福島県に対してはMCA無線10台を、福島県須賀川市に対してはMCA無線60台を貸出。
- 3月13日(日)、携帯電話事業者に対し、県災害対策本部等への衛星携帯電話の貸出について要請。(岩手・宮城・福島県災害対策本部に追加貸出。)
- 3月14日(月)、地方公務員共済組合に対し、共済組合の判断により一部負担金の徴収猶予及び減免ができること、組合員証等を紛失した場合に速やかに再交付を行うこと等について連絡。
- 3月14日(月)、地方公共団体に対し、被災者に対する地方税、使用料、手数料等の減免措置等及び減免による減収額について歳入欠かん債の発行が可能である旨等を通知。
- 3月14日(月)、携帯電話事業者に対し、計画停電の実施に関する周知広報活動への協力を依頼。
- 3月14日(月)、災害救助法の適用を受けた青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、東京都、長野県、新潟県の市町村内の無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。
- 3月14日(月)、電気通信事業者協会及び固定電話事業者等に対し、停電時の固定電話サービスの利用に関する注意喚起を要請。総務省ウェブページでも周知。
- 3月14日(月)、総務省から(財)移動無線センター及び(財)日本移動通信システム協会に対し、被災地支援を要請。(MCA無線を被災地に計110台貸出)
- 3月14日(月)、総務省から(社)全国陸上無線協会に対し、被災地支援を要請。(要請を受けたメーカー等から各県災害対策本部等に簡易無線計515台貸出)
- 3月15日(火)、(財)日本データ通信協会に対し、地震情報を装って出会い系サイトなどのウェブサイトへ誘導するなどの悪質なメールに関する注意喚起を要請。総務省ウェブページでも周知。
- 3月15日(火)、総務省の協力依頼を受け、日本通信(株)が宮城県・福島県災害対策本部を通じ避難所等にIP携帯電話端末(スマートフォン)約200台を貸出。
- 3月15日(火)、国際電気通信連合(ITU)に衛星携帯電話の無償提供に関する支援を依頼。合計152台の衛星携帯電話の無償提供を受けることとした。(第1便44台は3月18日(金)に、第2便78台は20日(日)に、第3便30台は22日(火)にそれぞれ総務本省に到着し、県等に順次無償貸与。)
- 3月15日(火)、宮城県から災害対策用移動通信機器の貸出要請があり、MCA無線40台及び簡易無線115台を貸出。

- 3月16日(水)、被害を受けた地方公共団体が、今年度(平成22年度)において、①地方税等の減免によって生じる財政収入の不足、及び②災害応急対策等の地方負担、の財源として地方債を発行することを可能とする政令改正を公布・施行。
- 3月16日(水)、災害救助法の適用を受けた茨城県、栃木県及び千葉県各市町村内の無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。
- 3月18日(金)、被災地域の災害対策を支援する体制を強化するため、大臣官房総務課に災害対策支援室を設置し、3名の要員を配置。
- 3月18日(金)、地方公共団体に対し、被災者の受入れその他の被災地応援に要する経費に対する特別交付税措置について、阪神・淡路大震災における措置を踏まえ、今後、関係地方団体の実情を把握した上で所要の特別交付税措置を講じる旨を通知。
- 3月18日(金)、新たに災害救助法の適用を受けた福島県及び栃木県の市町村内の無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。
- 3月19日(土)、ITUから貸出を受けた衛星携帯電話10台を岩手県災害対策本部に貸出。
- 3月23日(水)、日本政策金融公庫の恩給担保貸付に必要となる「支給状態証明書」の発行及び「恩給証書」の再発行の手続きについて、被災地域に所在する同公庫支店で受付を行い、同公庫と総務省人事・恩給局の間で処理することにより、恩給担保貸付手続きの迅速化を図ることとした。
- 3月23日(水)、住宅が全半壊した者などに対しては、医療機関は組合員等から組合員等負担分を徴収せず、審査支払い機関へ組合員等負担分も含めて全額(10割)を請求することを関係団体等を通じて医療機関に連絡。併せて、一部負担金等については、免除・猶予することが可能なことを、改めて地方公務員共済組合等に連絡。

2. 郵政関係

- 避難者への社宅及び宿泊滞在施設の提供が可能
 - ・社宅 96か所 4,431戸
 - ・かんぼの宿 27施設 4,691人分
 (かんぼの宿鴨川において、被災地患者等218名程度を受入れ。他の一部のかんぼの宿でも独自プランで既に受入れ実施。)
- 仙台逓信病院における無料相談等の実施
 - ・「無料健康相談コーナー」の開設(1階ロビー)
- 3月12日(土)日本郵政(株)、ゆうちょ銀行及びかんぼ生命が、被災者救援及び被災地復興のため、それぞれ義援金として1億円寄贈することを発表。
- 出張郵便局
 - ・出張郵便局等(計15台)について、3月25日は、被災地8か所において業務提供予定。
 - ・残り7台は、3月24日に被災地域へ追加派遣済。
- 3月22日以降、全国の郵便局窓口等に募金箱を設置中。

| |
|------------------|
| 大臣官房総務課(調整) |
| 電話 03-5253-5090 |
| FAX 03-5253-5093 |

平成23年3月25日(金)11:00 現在
総務省近畿総合通信局

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の対応状況について

近畿総合通信局は、東北地方太平洋沖地震の災害救援等のために必要な「上下水道事業用」、「防災行政用」等を目的とする無線局に対して、当該免許人の電話等による申請に基づき、下記のとおり臨機の措置により直ちに許可等を行った。

今後も、無線局免許人等からの申請に基づき、引き続き迅速に対応することとしている。

記

1. 申請件数及び無線局数
件数 (32 件)
無線局数 (528 局)
2. 申請内容
免許の付与 (31 局)
移動範囲の変更の許可 (497 局)

東北地方太平洋沖地震
～経済産業省 近畿経済産業局の主な対応～

平成23年3月28日
近畿経済産業局

「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る中小企業者のための特別相談窓口」の設置について

最終更新日：平成23年3月14日

平成23年東北地方太平洋沖地震の発生に伴う初動の被災中小企業者対策として、全国の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構支部及び経済産業局に、「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る中小企業者のための特別相談窓口」を設置しましたのでお知らせします。

【近畿経済産業局の特別相談窓口】

近畿経済産業局 産業部 中小企業課

住所 〒540-8535 大阪府中央区大手前1-5-44

TEL 06-6966-6024

※参考(経済産業省 平成23年3月13日公表)

東北地方太平洋沖地震等による災害の激甚災害の指定及び被災中小企業者対策について

<http://www.meti.go.jp/press/20110313003/20110313003.html>

PAGE TOP 

【お問い合わせ先】

近畿経済産業局 産業部 中小企業課

〈住所〉 〒540-8535 大阪府中央区大手前1-5-44

〈TEL〉 06-6966-6023(直通) 〈FAX〉 06-6966-6083

災害からの復旧に立ち上がる中小企業者を応援します。

東北地方太平洋沖地震による災害に対する資金繰り支援策①

中小企業庁金融課

以下の措置により、まずは被災中小企業の皆様が、被災現場の復旧作業や被災後の事業の立ち上げに注力していただけるような環境整備に万全を期します。

1. 特別相談窓口の設置（日本公庫・商工中金・保証協会等）

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構支部、経済産業局等に「特別相談窓口」[※]を設置しています。

※ <http://www.chusho.meti.go.jp/kokai/entel/2011/download/110313TGS-1.pdf>

2. 被災中小企業者の既存債務の負担軽減（日本公庫・商工中金・保証協会）

東北地方太平洋沖地震による被災中小企業者の資金繰りに重大な支障が生じないように、返済猶予など既往債務の条件変更に対応します。この点は、民間金融機関に対しては、金融庁・日本銀行から3月11日に要請^{※1}済み、公的金融機関に対しては経済産業省から3月14日に要請^{※2}済みです。

また、日本公庫・商工中金においては、被災後、返済期日が到来していても、返済猶予の申込みすら困難な状況が続くことが予想されるため、遅れて申込みをした場合でも、遡及して返済猶予に対応します。

さらに、被災中小企業者の実情に応じ、本人確認等の審査書類の簡素化、契約手続きの迅速化等を通じて、窓口における親身な対応、適時適切な貸し出し、柔軟な条件変更を行います。

※1 <http://www.fsa.go.jp/news/22/entel/2011/0311-3.pdf> ※2 <http://www.chusho.meti.go.jp/kokai/entel/2011/0314TGS-1.pdf>

東北地方太平洋沖地震による災害に対する資金繰り支援策②

3. 災害復旧貸付（日本公庫・沖縄公庫）・危機対応業務（商工中金）

1. 制度概要

○長期的な資金（設備資金、運転資金）の融資を行うものです。今般の東北地方太平洋沖地震の被災中小企業者にご利用になれます。

2. 制度内容

①貸付限度額：日本公庫 中小事業 1.5億円、国民事業 3千万円（いずれも別枠）
商工中金 1.5億円（別枠）

②貸付利率（※）：日本公庫（中小事業 1.75%・国民事業 2.25%）
商工中金 1.75%

（※）貸付期間5年以内の基準利率（平成23年3月12日現在）。利率は返済期間等の事情により変動。

3. 特別措置の対象者

以下に該当する中小企業者等については金利の特別措置（上記貸付利率▲0.9%）が受けられます。（貸付後3年間、借入額のうち1千万円を上限とする。）

○直接被害を受けた方：事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた方（※1）

○間接被害を受けた方：被災事業者の事業活動に相当程度依存している等の要件を満たす方（※2）

※1. お申し込み前に市区町村等から罹災証明書の発行を受けてください。ただし、市区町村等が被災や復興等により罹災証明書を発行することが困難な場合は、事後の提出を前提に、罹災証明書の発行前に融資を申し込むことができます。

※2. 直接の被害を受けた事業者との取引依存度が2割以上の中小企業者等であって、借入申込後3ヶ月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して4割以上減少すると見込まれる又は借入申込直前2ヶ月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して3割以上減少した方が対象です。なお、直接の被害を受けた事業者（取引先）の罹災証明の写しが必要になります。また罹災証明書の写しの入手が困難等の事情がございましたらお申し込み先にご相談ください。被害証明申請書に必要事項を記載の上、お申し込み先にご提出ください。

4. お申し込み先

○日本公庫（沖縄県内では沖縄公庫）又は商工中金の支店にお申し込み下さい。

4. 災害関係保証（保証協会）

1. 制度概要

○金融機関から事業再建資金の借入を行う場合、保証協会が保証を行います。東北地方太平洋沖地震による災害により直接的に被害を受けた中小企業者にご利用になれます。

2. 制度内容

- ①保証限度 無担保8千万円、普通2億円（一般保証とは別枠。100%保証。）
- ②保証料率 概ね0.8%以下（各保証協会にお問い合わせください。）
- ③資金用途 事業再建資金
- ④保証期間 個別に各保証協会でご相談ください。
- ⑤担保 弾力的に取扱います。
- ⑥保証人 原則不要（代表者保証は必要。）

3. 本制度の対象者

当該災害により、事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に、倒壊・火災等の直接的な被害を受けた事業所の所在地の市区町村等から、災害により被害を受けたことを証明する罹災証明書の発行を受けた中小企業者。

ただし、申込者が激甚災害による被害を受けたものの、保証申込み時点で、災害直後の混乱や現地の事情等により市区町村等が罹災証明書を発行することが困難な場合であって、災害救助法が適用されている地域の市区町村等に発行を申請する場合については、事後の提出を条件に、発行前でも保証の申込を行うことが可能。

なお、上記の中小企業者であれば、被災した地域以外の保証協会でも利用可能。例えば、本店所在地が大阪市の企業で、被災地にある工場等が直接的な被害を受けた場合には、大阪市信用保証協会を利用することが可能。

4. お申し込み先

○罹災証明書を持参し、保証協会にお申し込みください。

平成23年3月23日

セーフティネット保証（5号）の対象業種の拡大について



中小企業庁は、東北地方太平洋沖地震などによる影響を踏まえ、平成23年度上半期のセーフティネット保証（5号）の対象業種を原則全業種（82業種）にして実施することとします。

1. 本年4月からのセーフティネット保証（5号）制度は、当初は昨年7～9月期の業種毎の売上等のデータを基に48業種で実施する予定（本年1月28日付けプレスリリース資料参照。）でした。
2. しかしながら、今般、未曾有の震災が発生し、計画停電も含めマクロ経済への影響が懸念される一方、業種判断のためのデータを取り直すことも困難となっています。
3. こうした状況を踏まえ、景気対応緊急保証制度が終了する本年4月から、セーフティネット保証（5号）については、緊急避難的に、平成23年度上半期において、原則全業種である82業種で同制度を運用することとします。

（本発表資料のお問い合わせ先）

中小企業庁 金融課長 濱野

担当者：大貫、田中

電話：03-3501-1511（内線5271～5）

03-3501-2876（直通）

セーフティネット保証（5号）の概要

- (1) 保証割合 : 100%保証
- (2) 保証限度額: 一般保証とは別枠で利用可能。無担保8千万円、最大で2億8千万円。(8千万円を超える無担保保証にも柔軟に対応)
- (3) 対象者 : 特に業況の悪い業種(平成23年度上半期は82業種)に属し、かつ、売上高が一定程度以上減少していること(前年同期比5%以上減少等)などについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者。

<業種基準>

平成23年度上半期において82業種(原則全業種)を対象。

※平成23年度下半期については、平成23年4~6月期の業況データを基に、業種を見直す予定。

<企業基準>

① 最近3か月の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること。

※平成23年度上半期の売上高等に係る基準については、上記①の基準か、又は以下の②の基準のいずれかを満たすことが要件。

② 平成23年東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

東北地方太平洋沖地震に伴う輸出入手続の特例措置について

平成 23 年 3 月 16 日

経済産業省貿易経済協力局

貿易管理部貿易管理課

今般の東北地方太平洋沖地震の現況を勘案し、当分の間、被災地輸出入業者等による輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令上の申請手続等については、下記の特例的な措置を講ずることとします。

記

- (1) 災害により輸出許可・承認証、輸入割当・承認証又は事前確認証（以下「許可証等」という。）を紛失した者に対し、当該許可証等の写し、申請書類等の写しがない場合についても、再発行申請を受理する。
- (2) 災害により許可証等の有効期間内に有効期限の延長申請ができなかった者については、申請日まで有効期間があるものとみなし、有効期限の延長申請を受理する。
- (3) 上記（1）、（2）の申請及び許可証等の交付については、申請者が交通機関等に支障がある等の理由で申請が困難な場合については、FAX又は電子メールによる申請の受付及び許可証等の交付を行う。
- (4) 被災地の輸出入業者に対して各経済産業局の所管区域にかかわらず申請の受付を行う。

なお、特例措置についての個別のご相談につきましては、原許可証等を交付した担当課室にご連絡をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

(輸出貿易管理令別表第1関係)

安全保障貿易審査課 03-3501-2801

経済産業局・通商事務所 <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/link1.html>

(上記以外)

貿易審査課 03-3501-1659

農水産室 03-3501-0532

経済産業局・通商事務所

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/contact.htm

東北地方太平洋沖地震支援対策にかかる

関西広域連合からの緊急声明

平成 23 年 3 月 13 日

わが国観測史上最大となる M9.0 の大地震が 3 月 11 日に発生し、東北地方を中心に、甚大な被害をもたらした。

被害の全容は、まだ判明していないが、激甚な被害が発生し、多くの生命が失われた。犠牲となられた皆様に対し、心から哀悼の意を表するとともに、今なお多くの行方不明の方々の一日も早い所在確認を祈る。また、避難所での厳しい生活を余儀なくされている被災者の皆様にお見舞いを申し上げ、いまだに孤立状態にある皆様に、速やかに救援の手がさしのべられることを願う。

一日も早く、被害の全容が明らかになり、速やかな復旧・復興が行われることを心から願う。

この大災害に際して、16 年前、阪神・淡路大震災の被災地である関西だからこそ、本日、急遽、広域連合の構成府県が集まり、その経験と教訓を活かし、関西広域連合として、関西が一つにまとまり、持てる力を結集して、被災地に対し、出来る限りの応援をすることを決定した。

そのため、今後、関西広域連合及びその構成府県は、東北地方太平洋沖地震の被災地・被災者に対して、持てる力を結集し、支援メニューを早急に提示し、現地のニーズに応えつつ、以下のとおり、積極的に取り組んでいく。

1 被災地対策

関西広域連合は被災地、被災者対策に全力をあげる。

とりわけ、早急に避難生活を支えるための支援に取り組む。

2 支援物資等の提供

非常食、毛布、仮設トイレなどに加え、阪神・淡路大震災の被災地としての経験等から、必要性が高いと思われるブルーシート、ポリタンク、ベビー用品等、きめ細かい視点で支援物資を提供していく。

3 応援要員の派遣

避難者へのこころのケア対策、全国から集まるボランティアの調整、建物の応急危険度判定等のための職員のほか、復旧・復興段階では、土木・建築、農林水産等の技術者等の派遣などについても対応していく。

4 避難生活等の受け入れ

府県営住宅の提供、高齢者、入院患者等の災害弱者の病院や施設への紹介、転入学手続きの簡素化による学童の受け入れ等、これらの受け入れ窓口の開設も検討する。

これらの支援を迅速かつ的確に行うため、関西広域連合は構成府県と協働して、特に被害の大きな福島県、岩手県、宮城県に対し、主として京都府と滋賀県は福島県、大阪府と和歌山県は岩手県、兵庫県と徳島県と鳥取県は宮城県を中心に支援する。併せて、福井県、三重県、奈良県、政令市などにも協力を求めていく。

なお、各被災県に関西広域連合の現地連絡所を開設し、被災地のニーズを的確に把握し情報を広域連合に集約することにより、以後の支援内容について協議のうえ構成府県で効果的な支援を行う。

今後も、状況の推移を見極めながら、構成府県や関係機関と連携しながら、順次適切に支援を行っていく。

なお、原子力災害対策については、関西広域連合としても積極的に協力を行っていくので、重大な事態に陥らないよう、安全対策に万全を期すことを、強く国に要請する。

関西地方の方々におかれては、今後とも、被災地の復旧・復興活動へのご支援、ご協力をお願いします。

関西広域連合

| | | |
|------|--------|--------|
| 連合長 | 兵庫県知事 | 井戸 敏三 |
| 副連合長 | 和歌山県知事 | 仁坂 吉伸 |
| 委員 | 滋賀県知事 | 嘉田 由紀子 |
| 委員 | 京都府知事 | 山田 啓二 |
| 委員 | 大阪府知事 | 橋下 徹 |
| 委員 | 鳥取県知事 | 平井 伸治 |
| 委員 | 徳島県知事 | 飯泉 嘉門 |